

機械警備業務重要事項説明書

(警備業法第19条第1項、同法施行規則第33条第5号)

宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号

同和警備株式会社

代表取締役 高橋 宏知

TEL 022-222-5455 FAX 022-711-5362

契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の表のとおりです。

No	項目	内容
1	警備業務を行う期間	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
2	警備業務を行う時間帯	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
3	警備業務対象施設の名称及び所在地	名称: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
		所在地: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
4	警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	原則として1名 (異常の際対処する警備員) 異常信号受信時、警備員を現場へ出勤させ、異常情報の確認を行い必要な措置を執ります。
5	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	所定の知識及び技能を有する警備員とします。(警備業法に定められた法定教育実施)
6	警備業務に従事させる警備員が用いる服装	宮城県公安委員会に届け出ている弊社の制服を使用します。
7	警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材(車両一台当り)	1. 携帯用電話機 2. 警戒棒 3. 防刀チョッキ 4. 懐中電灯 5. 車載無線機
		6. その他の機器等(ヘルメット)
8	警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項	業務上必要な物件の鍵をお客様から弊社が預託し、厳重に取扱い保管・管理します。
9	基地局及び待機所の所在地	基地局: 同和警備(株)管制センター 仙台市青葉区中央三丁目2番1号
		待機所: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
10	待機所から警備業務対象施設までの路程・時間	交通渋滞、交通事情を考慮した路程を選択します。(宮城県公安委員会規則上25分以内)
11	盗難等の事故発生に関する情報を感知する機器の設置場所及び種類その他警備業務用機械装置の概要	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
12	送信機器の維持管理の方法	適宜保守点検を行い、コントロールセンターにおいて正常作動を確認します。 万一作動に異常を認めたときは、速やかに警備上の安全な処置を講じます。
13	警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置	盗難等の事故が発生した場合は、直ちに関係機関等へ連絡するほか、事案に即した所要の処置を講じ、被害の拡大防止等を図り、緊急連絡先一覧に基づき必要な連絡をとりまします。
14	報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	所定の通信方法により、必要の都度、依頼者に報告する。なお、緊急時には、依頼者の提案する通信方法により、所定の担当者に直ちに報告します。
15	警備料金・その他の費用	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
16	支払い時期及び方法	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
17	警備業務の再委託に関する事項	この警備業務は、弊社が行い、下請け等再委託は行いません。(協議により同意の場合を除く)
18	免責に関する事項	①天変地異、暴動、その他不可抗力による場合
		②物件の瑕疵又は御社の管理上の瑕疵に基づく場合
		③御社の従業員又は関係者の故意あるいは過失に基づく場合
		④物件に設置した警報機器について、御社の従業員又は関係者が弊社と協議することなく移設、変更、撤去あるいは加工等をした結果生じた場合
		⑤物件に設置した機器は正常に作動したにもかかわらず、弊社の支配下にあらざる何らかの事由で利用回線による送信が行われない場合
		⑥御社に損害が発生した場合において、当該損害が警報機器設置箇所以外で発生した場合、又は、警報機器の機能外で発生した場合
19	損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項	弊社は、本契約に基づく警備実施時間中に御社又は御社の関係者に身体上あるいは財物上の損害を生じしめ、これが明らかに弊社の責に帰すべき事由による場合は、客観的に承認された損害証明に基づき対人賠償、対物賠償合わせて1事故金10億円也を限度として御社に対して損害賠償の責に任ずる。(但し、ホームセキュリティについては1億円を限度とします。)
20	契約の更新に関する事項	契約期間満了3ヶ月前に終了の意思表示がない場合は、なお、3年間延長して、継続することとします。
21	契約の変更に関する事項	変更する1ヶ月前までに、相互が、その理由を記した文章を提示して行うものとします。(契約書に記載)
22	契約の解除に関する事項	解除する3ヶ月前までに、相互が、その理由を記した文章を提示して行うものとします。(契約書に記載)
		お客様の理由による契約解除の場合は契約期間内(更新期間を含む)の既存の請求権は消滅しません。契約解除(中途解除の場合含む)設置機器の撤去費および現状回復費用はお客様負担となります。お客様側が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の不当な手段を用いて要求行為を行った場合は、一切の損害賠償業務を負担しません。
23	警備業務に係る苦情を受けるための窓口	各拠点が対応します。
24	通信回線について	機械警備機器のご利用にかかる通信回線の使用料金、電気料は、お客様のご負担となります。通信回線の種類の変更や設定の変更の際は、サービスの提供ができなくなる場合がありますので、必ず事前の連絡が必要です。
25	これらのほか特約があるときは、その内容	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
26	契約の締結年月日	契約締結時に記入します。

※ 上記警備業務について契約に至るまでの見積提出(契約前)から契約書取交し(契約時)の内容説明の概要を表示しております。

※ 本書に記載のない事項については見積書及び契約書において別途記載、ご説明させていただきますが、基本の共通する内容となります。

※ 書面交付の代わりに、こちらのホームページにて表示し提出に代えさせていただきます。